

寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書

見 解 書

令和 6 年 9 月

札 幌 市

1. 環境影響評価方法書の名称

名 称：発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書

2. 意見書の提出期間

提出期間：令和 6 年 8 月 7 日（水）～ 9 月 19 日（木）

3. 意見書の提出先及び提出方法

提 出 先：札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課

提出方法：郵送、FAX、E メール、直接持参のいずれか

4. 意見書の件数

意見書の件数：1 件

5. 意見及び見解

別紙のとおり

以上

環境影響評価方法書についての意見及び見解（1/1）

番号	意見の 該当箇所	意見 (原文のまま)	見解
1	方法書 7-16～17	本環境影響評価方法書では、煙突排出ガスに係る大気質の調査地点を卓越風方向（北西～南東）に設定している。 煙突や建物などの風下に生じる渦領域でのダウンウォッシュや様々な気象条件も考慮し、事業実施近傍の医療・文教施設等保全すべき対象地点を大気質調査・予測地点に加えて下さい。	清掃工場の煙突から排出されるガスについては、健康被害等が生じないよう法令等により厳しい基準値が設けられており、現発寒清掃工場は当該基準値を十分に満たしております。 また、発寒清掃工場更新事業では、環境影響評価配慮書（令和5年6月）「第5章1（1）大気質」において、煙突排出ガスが周辺地域に与える影響を確認するための大気質予測を行い、長期濃度（年間値）及び短期濃度（1時間値）のいずれも問題がないことを確認しております。大気質予測は、事業実施区域から北西約5kmにある山口観測所（札幌市手稲区手稲山口）の気象観測結果を用いており、煙突排出ガスは、概ね北西及び南東方向に広がることを確認しております。また、ダウンウォッシュやダウンドラフトは比較的風が強いときに起きる現象であることも踏まえ、方法書では大気質の現地調査地点として事業実施区域の北西及び南東方向を設定しましたが、今回ご意見としていただいた内容を踏まえ、近傍の調査地点について追加の検討を行います。 なお、方法書で定めた計画どおりに予測を行うことで、医療・文教施設等だけではなく、任意の地点での濃度（濃度範囲）の把握が可能です。また、配慮書では大気質予測の気象条件に山口観測所の結果を用いていますが、方法書の次の段階である準備書では事業実施区域で1年間気象観測した結果を用いるため、より実態に近い予測結果が得られる計画としています。